

国際パラリンピック委員会 (IPC)・治療目的使用の適用措置委員会(TUEC)への 禁止薬物使用許可申請について

1. 使用薬物の調査・健康診断書の提出

国際大会やジャパンパラリンピック大会等に出場する可能性のある選手のうち、何らかの薬物（医師処方薬だけでなく市販薬も含めて）を使用している選手につきましては、使用している薬物（内服、吸入、点眼、点鼻、点耳、塗布、湿布、注射、座薬等すべて）を「使用薬物についての調査書（別紙1）」に記入し、ドーピング部会に提出してください。ドーピング部会で内容を調査し、禁止物質を使用している選手につきましては、ドーピング部会が選手本人や主治医と連絡をとり、使用を中止する、禁止物質を含まない別の薬物に変更する、治療目的使用の適用措置(TUE)を申請する等の対応を検討します。

2. IPC・TUEC への申請について

別紙「国際パラリンピック委員会・治療目的使用の適用措置委員会への禁止薬物使用許可申請の手順」の図をご参照ください。

医学委員会より禁止物質を使用している選手に対して、その内容について直接選手に連絡するとともに、必要に応じて、該当選手あて TUE 申請書を送付します。該当選手は、主治医に禁止薬物が処方されていることを説明し、TUE 申請書に必要事項を記入（注意：すべて英語表記にて記載）してもらった後、アンチ・ドーピング部会へ返送することになります。すべての書類が揃った段階で完成させた TUE 申請書を、JPC を通じて IPC・TUEC に提出します。

状況は競技団体にも報告致します。ご不明な点がありましたら、どんなことでもアンチ・ドーピング部会にお問い合わせください。

お問い合わせは...

〒350-8550 埼玉県川越市鴨田辻道町 1981
埼玉医科大学総合医療センター リハビリテーション科
陶山哲夫（日本障害者スポーツ協会医学委員長）
草野修輔（同上 アンチ・ドーピング部会長）
Tel : 0492-28-3529 Fax : 0492-28-3529
Email : kusano@saitama-med.ac.jp